

# 議会だより

発行 斑鳩町議会  
斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号  
電話 0745-74-1001  
FAX 0745-75-4455  
電子メール: gikai@town.ikaruga.nara.jp  
発行人 議会議長 中川 靖広  
編集 広報発行常任委員会

平成19年(2007年)11月1日



## 9月定例会

- 平成18年度決算を認定しました…………… ②ページ
- 9月定例会ではこんなことが決まりました…………… ⑤ページ
- 12人の議員が一般質問を行いました…………… ⑧ページ
- 委員会のうごき…………… ⑩ページ

# 9月定例会

## 平成18年度 決算を認定

会計名	歳入	歳出
一般会計	92億1,722万円	89億5,491万円
特別会計	74億5,713万円	79億2,593万円
国民健康保険事業	23億3,511万円	28億5,501万円
老人保健	21億 297万円	21億1,811万円
大字龍田財産区	549万円	83万円
公共下水道事業	16億6,379万円	16億3,979万円
介護保険事業	13億4,977万円	13億1,219万円
総合計	166億7,435万円	168億8,084万円

# みなさんの大切な税金が どう使われたのか審査しました

九月十、十一、十三日の三日間にわたり、全委員出席のもと、決算審査特別委員会を開催いたしました。本会議より付託を受けました平成十八年度斑鳩町一般会計並びに五特別会計の歳入歳出決算の認定のため、審査を行いましたので概要報告をいたします。

代表監査委員より、決算審査意見書に基づき、一般会計並びに五特別会計について、それぞれ詳細な報告を受けました。

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され誤りがなく、各基金の運用状況についても計数に誤りなく適正に運用されていきました。

◎制度会計とは別に、内部管理会計の必要性

◎科学的、合理的な公共料金の適正な考え方

◎潜在的経費の増減

◎財政規律の確立

以上の内容については、特

に公認会計士としての知識と経験に基づく意見が述べられました。

委員会では、この報告の後に、決算の認定のための審査を行いました。

## 一般会計

## 総務費

**Q** 郡の町村会の費用の内訳はどうなっているのか。

**A** 県町村会への負担金や職員・議員の選奨式、各種団体の郡連絡会への交付金である。

**Q** 町の付属機関の委員選出

は、年齢・性別など要綱に基づいているか。

**A** 原則を遵守している。委員会専門性等を勘案し、再任には、但し書きの運用もある。

**Q** 人事評価システムは不用額となっているが、基本的な考え方について

**A** システムの未開発で不用額となった。みんなが納得できるシステムを正職員に対応していく考えである。

## 民生費

**Q** 一人暮らしのお年寄りを含め、災害などの要援護者についての把握はしているか。

**A** 災害弱者のアンケート調査を行い、現実の数字を掴んでいきたいと考えている。

**Q** 障害福祉費で三千万円ほどの大きな不用額が出ていることについて

**A** 障害者自立支援法が始まり、予算を組む時点で細部が判明していなかった事もあり、見込み違いが生じた。

**Q** 母子医療費助成は、父子家庭にも適用すべきではないか。

**A** 県補助の事業であり、県は調査・検討したが、見送られた。

## 衛生費

**Q** 事業系ごみの分別処理は不徹底となっていないか。

**A** 事業系ごみは、可燃物のみだが、透明の袋にする等、指導の徹底を図りたい。

**Q** 業者が資源物として、買い取るものに、集団回収の助成金を出すのはなぜか。

**A** 資源物の買い取り金額が安定しない。恒常的なリサイクルの意識啓発になる。

**Q** 月数が進んでいても、病院に行っていないという先日の死産の事件を防ぐため、妊婦検診補助の回数を増やせないか。

**A** 国・県にも要望して、助成制度の改善をしていきたい。

## 農林水産業費

**Q** 新制度の里山林機能回復事業の内容について

**A** 県は十八年度から森林環境税の課税をし、山林を守る事業に補助を出している。五年間の計画で、下草刈りなどして日当たりを良くし、木の

成長をよくする取組みである。**Q** 遊休農地再生活動の実践について

**A** 遊休農地の調査を行い、そば・菜の花栽培を手掛けて、そばチップや菜種油を作って販売したりしている。



里山林機能回復事業

## 商工費

**Q** iセンターの委託料の大きな増額はどうか。

**A** 指定管理者制度の導入により、これまで町が直接払っていた光熱水費やメンテナンス、修繕料を観光協会への委託料に上乗せしたものである。

**Q** 消費者相談日の設定とクーリングオフ八日間について

**A** 消費者相談は、週一回だが、県は毎日あるので、そち

## 土木費

**Q** 橋梁の強度調査と竜田川公園内の橋の改修について

**A** 国土交通省が現在調査をしているが、龍田大橋の改修が考えられている。公園内については、県と協議をする。

**Q** 竜田川などの草刈りは、効果的なクリーンキャンペーンのためにも、時期を調整できないか。

**A** 年に二度の草刈りをしていいるが、調整してやりたい。

**Q** 既存木造住宅耐震診断事業の補助を抽選としたことについて

**A** 二十八件の申し込みがあり、当初予算が二十件分であったため、抽選となったが、抽選にもれた方については十九年度対応する。

## 消防費

**Q** 公共施設、特に教育施設の耐震調査と対策について

**A** 平成九年から診断、補強

らも利用してもらっている。工事を随時進めてきている。**Q** 避難所となっているところの、浄水設備や自家発電などの能力に応じた防災マニュアルが作成されているか。

**A** 完全なものにはなっていないが、簡易トイレ、発電機、照明器具などの整備を計画的に進めている。

## 教育費

**Q** 人権教育の研修会に、自治会の動員を含め、無理に集めるという方について

**A** 十七年度まで地区別懇談会をしていたが、幅広い人権問題への再認識や新たな意識を啓発していくことを目的として「人権セミナー」の開催をしている。地域への浸透を図るための方策である。

**Q** 学校にあるAEDは、鍵のかかるところにあり、休日に利用できない。

**A** 学校と学校開放利用団体との調整を一度行う。

**Q** 給食の臨時職員が集まらず、洗浄・調理を一部業者委託しているが、自校方式は続けるのか。

**A** 平成九年から診断、補強

**A** 現在まで自校方式を基本として行っている。

## 反対意見

ごみ行政では、有料化にしても処理費に九百万程度しか使えず、ごみ袋に水酸化アルミニウムの入った高額なものを

使う反面、事業系のごみはブルーや黒のごみ袋を使い、分別されていないことなど、

大きな矛盾が生じている。また、公共事業の落札率が高すぎる、少しでも下がれば財政

にも影響があり、住民の税金が効率的に使われると考えている。入札制度の改善の必要性に迫られている。

## 賛成意見

最小のコストで最大の行政効果が発揮できたかなどに着目し、審査をした結果、当初

の目的どおり執行されたもの

と考える。地方分権、三位一体の改革

など、大きなうねりの中で自治体の自主性、社会経済の動向、機能的弾力的な行政運営に細心の注意を払い、各委員からの指摘を十分くみ取り、今後の運営にあたられることを要望する。

賛否両論となり、賛成多数で可決しました。

## 特別会計

### 【国民健康保険事業】

**Q** 人間ドッグの受診補助に条件があるのか。あるのなら、どんな条件か。

**A** 国民健康保険の被保険者で、斑鳩町に一年以上居住、基本健康診査を受診していない人で、国保税、町税に滞納がない場合となっている。

**Q** 平成十二年からスタートした介護保険の介護納付金は、累積赤字を悪化させているのか。

**A** 平成十七年度の数字で見ると、三千三百万円の赤字となるが、国保税の滞納や、累積赤字の原因は複合的なものと考えている。

### 【大字龍田財産区】

**Q** 悪臭対策に対して、水利を利用しての状況と、水利組合との係わりについて

**A** 現在も、水利を使っているし、水利組合もあるが、財産区の事業として対策をした。

**Q** 歳出は動くが、歳入はそのまま、いずれ現金がなくなればどうなるのか。

**A** 財産区には、土地という財産がある。必要な資金の捻出は、財産処分が考えられる。

### 【介護保険事業】

**Q** 高額介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費などが大きく件数が増えていることについて

**A** 利用される人数が増加したことと、制度改正が十七年度途中で、半年分の計上に対し、十八年度は一年分となって増加が大きくなっている。

**Q** 要介護から要支援に介護度が変更となった人の利用状況について

**A** 変更となる人の予想は下回り、影響は少なかったが、サービスを受けにくくなった人、制限がかかる人の対応は地域支援事業でやっていく。

### 【公共下水道事業】

**Q** なぜ、国庫補助・町債・一般財源を投入して行う公共下水道事業に住民が一部負担をしなければならないのか。

**A** 特定の受益と排出責任の観点から、未整備の区域とは違って、環境改善された整備区域の人に負担していただくのは、全国的な現在の流れとなっている。

**Q** 浄化槽のリサイクル補助の内容について

**A** 機械撤去とポンプ設置など雨水貯留施設に転用する工事は、十二万〜十七万円程度の費用がある。限度額を十万円として補助をしている。



浄化槽のリサイクル

### 公共下水道事業特別会計 賛否の討論

## 反対意見

全体で三百億円以上の事業において高い落札率が続いている。他の改善をしてきた自治体に比べて高い水準に、住民から不満が寄せられている。加入負担金制度も、七億七千万円の一般財源分を住民に負担させるのではなく、落札率を下げる事で賄える金額だと考える。環境問題など、下水道事業そのものに反対ではないが、住民の皆さんに理解、認識していただき、より多く接続してもらうには、この問題がネックとなる。

## 賛成意見

多額の費用と長い年月を必要とする事業ですが、平成十八年度決算においても必要な財源である国庫補助金も確保され、適正に執行されている。

入札についても副町長をトップに研究をされており、接続件数についても順調に伸びてきている。加入負担金の有無と金額も相当な議会での議論の上で決定したものと認識している。

今後も整備促進について、効率的な整備、接続率の向上に努められたい。

賛否両論となり、賛成多数で可決しました。

(里川委員長記)



### 決算審査特別委員会

委員長	里川 宜志子
副委員長	辻 善次
委員	吉野 俊明
”	伴 吉晴
”	紀 良治
”	西谷 剛周

# 9月定例議会では こんなことが 決まりました

平成十九年第四回定例議会は、九月三日から九月二十六日までの二十四日間の会期で開かれ、平成十八年度一般会計歳入歳出決算の認定など二十議案を原案のとおり可決・認定・承認しました。

その他、人事案件八件について、適任と答申・同意し、報告事案五件について、報告を受けました。

なお、一件の要請があり、最終日には委員会発議及び議員発議による意見書二件が上程され、その内一件を可決し、関係機関に送付しました。

	案 件	結 果
条 例	斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例について	満場一致で可決
	政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について	賛成多数で可決
予 算 ・ 決 算	斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致で可決
	平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について	満場一致で可決
	平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	賛成多数で認定
	平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	満場一致で認定
	平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	満場一致で認定
	平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数で認定
	平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	満場一致で認定
	平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数で認定
	平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	満場一致で認定
	平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	満場一致で承認
契約	平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について	満場一致で可決
そ の 他	斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款について	満場一致で可決
	三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて	満場一致で可決
	斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて	満場一致で可決
	斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについて	満場一致で可決
	町道認定及び路線変更について	満場一致で認定
要 請	「要請書」について	採 択
人 事	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)	満場一致で適任と答申
	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)	満場一致で同意
	斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて	満場一致で同意
	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて(その1)	満場一致で同意
	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて(その2)	満場一致で同意
	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて(その3)	満場一致で同意
	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて(その4)	満場一致で同意
	斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて(その5)	満場一致で同意
意 見 書	割賦販売法の改正を求める意見書について	満場一致で可決
	後期高齢者医療制度実施についての意見書について	賛成少数で否決
報 告	議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について(その1))	報 告
	議会の委任による町長専決処分の報告について(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)	報 告
	議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について(その2))	報 告
	議会の委任による町長専決処分の報告について(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)	報 告
	平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告について	報 告

6ページに賛否の討論

6ページに賛否の討論

2~4ページに関連記事

7ページに賛否の討論

16ページに関連記事

12月31日の任期満了に伴い、川本佳世子氏、高永晴雄氏の推薦について、適任であるとの意見を答申しました。

10月26日をもって任期満了となる栗本裕美氏を引き続き任命することに同意しました。

9月30日の任期満了に伴い、太田信隆氏、清水孝雄氏、吉川裕子氏、葛本博美氏、長坂成行氏への委嘱について、同意しました。

21ページに関連記事

7ページに賛否の討論

## 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

### 【反対意見】 木澤議員

今回の改正によって斑鳩町では、120人に対して27万1,200円が値上げとなります。このわずかな値上げがどうして今必要なのでしょう。

現在、少子化に歯止めがかからない理由の一つとして、子育てにお金がかかりすぎるとというのが一番大きな問題です。今の若い世代はほとんどの家庭が共働きであり、また、核家族化が進んでいる現在において、保育所の果たす役割は非情に重要です。以前には保育料引き下げの声が強く、住民運動もあったというような状況があるにもかかわらず、今回、国の示すうちの半分とはいえ、町が値上げをするということについては残念でなりません。

更に今回、保育所運営委員会に対して、事後報告的な形になってしまっていることについては、まったく順番が逆であると思います。まず、保護者に説明し、保育所運営委員会等できちんと協議を行ったうえで議会に提案されるべきではないでしょうか。保育所運営委員会ですら承も得ていないのに議会がそれを承認する、議案を可決するという点についてはいかがなものかと考えます。

また、保育料金の階層設定については、高額所得者に対して応分の負担になっていないのではないのでしょうか。今後、料金設定についても、是非、自治事務として斑鳩町らしいやり方ができないものか、研究していただきますよう強く要望いたします。

### 【賛成意見】 嶋田議員

斑鳩町の保育園の保育料につきましては、国の保育所徴収金基準額を85%に減額されている事、所得階層区分につきましても、国の7階層区分を10階層区分に細かく分けて実施されている事、過去2年間は保育料を据え置かれている事等、保護者の経済的負担を軽減する事に努力されてこられました。

今回改正される保育料は所得金額による10階層区分の高所得階層上位から5番目までの保護者に対するものである事や、本来は最大で月400円の負担のものを50%減額の最大月200円の負担額の改正であります。

このように今までの経緯や改正後も最大で月200円ほどの負担額、しかも所得階層区分の上位5番目までの階層が対象である事を考慮し、今回の改正につきましては、理解できるものであります。

斑鳩町の保育所運営については、ある程度多様な保育ニーズに対応はしておられると思っておりますが、あわ保育園において、土曜日の保育時間の延長の要望が多い事、また、たつた保育園におきましては、園児の送迎の自家用車の一時駐車により登下校時の児童の安全がおびやかされている事、そして近隣住民からの苦情も多く、そのための駐車場の確保が急務である事等、まだまだ早急に対処すべき事は多々あると感じています。

これらの対応を含め、今後も就労と育児の両立・子育て支援として、さらなる保育所運営の充実を切望し、賛成意見といたします。

## 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

### 【反対意見】 木澤議員

平成18年度の決算についての主な問題点を申し上げます。

まず、住民基本台帳ネットワークシステムですが、平成18年度の発行件数も44件しかなく、1件あたりの費用が12万9,531円もかかっており、問題があると考えます。

また、生駒郡町村会との連携で792万円、広域行政の推進では120万8千円が計上されていますが、この一端町から負担金として広域などの協議会に入ったお金が、さらにそこから別の団体へ補助金として出て行くという形では非常にチェックしにくいです。各団体に対して町から直接補助金を出すというシステムに改めるべきではないでしょうか。

次に、法隆寺駅周辺整備事業では、駅を含めて町全体のバリアフリー基本構想を策定するなど、住民に対して説明責任を果たしていただきたいと思っております。また、県道高田斑鳩線へ抜けるための大型道路については、三代川沿いの道路も拡幅予定であることから、どちらかひとつにできるのではないかと意見もあり、慎重な対応が必要です。

次に、いかるがパークウェイについては、いまだに反対住民の声も強く、計画見直しの検討も含めて、その対応については住民合意を基本とするよう強く要望いたします。

次に、「なかま」の本については、他の副読本と同じように1学年で1クラス分40冊程度にするなど、もっと効率的な活用ができるのではないのでしょうか。

このほかにも集中豪雨対策に力を入れていただきますよう要望いたします。

### 【賛成意見】 飯高議員

今、時代の変化は激しく、急速な少子高齢化、人口減少社会において乗り越えるための施策が必要です。財政事情が厳しい中で、いかにして住民の福祉や暮らしを守り、住民の皆さんの期待に応える意欲的な姿勢と実行ある行動が求められている。

本町において、このような背景の中、直面する課題に挑戦し重点施策の推進を図り積極的に取り組んでいる。

その主な取り組みとして待望のJR法隆寺駅駅舎橋上化事業が竣工し、世界的文化遺産法隆寺のあるまちにふさわしい、バリアフリーの整った橋上駅舎と南北自由通路が開通。また斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建設については、福祉・保健の拠点となる施設をめざし、建設用地の確保や実施設計を行い現在、工事が進められている。

障害者福祉では、障害者自立支援法が施行される中、ハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域や家庭で安心して助け合いながら暮らせるまちづくりをめざし、新制度の円滑な施行の推進を図られている。

防災では、簡易組立てトイレ、非常食、毛布等の災害物資の備蓄を図り、水害に的確に避難誘導ができる洪水ハザードマップを作成し災害発生時の対策の充実を図っている。

最後に、決算審査特別委員会での各委員からの厳しい指摘や意見、そして定期監査結果報告で述べられた監査委員からの意見を真摯に受け止められ、住民の生活者の目線を忘れることなく、後年度の予算編成や行政執行に活かされるよう期待する。

## 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

### 【反対意見】 西谷議員

斑鳩町公共下水道事業に関して、町は地元説明会で公共下水道事業本管工事及び公共ますまでを町が負担して行う。住民皆さんは町が公費で設置した公共ますに接続する排水設備工事を行い、毎月町へ下水道料金を支払うと説明している。しかし現実には、町の事業費までを受益者負担として住民に下水道加入負担金を課している。なぜ町は下水道本管工事や公共ます設置に使う公費まで、住民に下水道加入負担金10万円を受益者負担として徴収するのか。あるいは選挙の時には住民の声を議会に届けますと公約しながら、住民の方々が納得のいかない下水道加入負担金の撤回をお願いすると、議会で承認されたので条例は変えられないと平気で言う議員がいる。町は下水道加入負担金は下水道を利用する住民に課しているが、いかるがホールやJR法隆寺駅橋上駅舎、総合福祉会館等の事業費同様、公共下水道事業も住民に受益者負担を課せず、公費で賄うべきだと思う。議会で議決したら下水道条例も変えられないとするなら議会なんて必要ない。住民に受益者負担を課せる前に、生駒市や奈良市のように入札制度を改革し、多額な公費を必要とする公共下水道本管工事及び公共ます設置の事業の高い落札率を下げ、町民の負担を軽減する努力を行うべきである。町はそのような努力は一切せず、住民に過大な負担をさせ続ける公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について私は反対いたします。

### 【賛成意見】 宮崎議員

斑鳩町の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に向け、平成3年度から事業に着手され、その後14年の歳月を経て平成17年3月末に使用が開始されたところであります。幸いに供用開始以後は、接続件数も順調に伸びていると報告されているところでございますが、他の市町村に比べ、まだまだ整備率が低いのが現状であります。

公共下水道の整備は、快適な文化生活を営む上でのバロメーターであると言われており、快適で住みよい町づくりのため、ぜひとも推進しなければならない事業であると考えております。

また、公共下水道の整備には多額の費用と長い年月を要するものでありますが、平成18年度決算においても、貴重な財源である国庫補助金等も確保され、適正に執行されているところであります。さらに担当常任委員会にも、公共下水道事業の決算状況及び財政推計が示され、整備促進についても慎重に検討され、効率的な整備を目指されているものと考えております。

今後も、貴重な財源であります国庫補助金の確保や使用料収入の増加を図り、また住民のご理解をいただき、接続率の向上が得られるよう更なる啓発に努められることを要望し、私の賛成意見とさせていただきます。

## 後期高齢者医療制度実施についての意見書について

### 【反対意見】 小林議員

少子高齢化の進展に伴い、高齢者の医療費は、国民全体の医療費の3分の1を占めるようになり、今後も増大することが予想されています。また、高齢者の方は、その生理的な衰えや日常生活動作能力の低下による症状が増加するとともに、生活習慣病とそれに付随した疾患を中心に、入院加療が増加するといった特性があり、高齢者にふさわしい医療を提供する事が求められています。

こうした状況の中で、高齢者が将来にわたって安心して医療が受けられるようにするため、国民皆保険を維持しつつ、増大する高齢者の医療費を安定的に賄う制度の構築が課題となり、この度後期高齢者医療制度が創設されました。この制度ではこれまでの老人保健制度とは違い、保険料の決定と医療費給付を同じ運営主体が受け持つものとし、また現役制度と高齢者世代の負担を明確にするなど、公平で分かり易い制度とするよう、工夫がなされております。

このように、後期高齢者医療の創設においては、国において十分議論が進められてきたものと考えております。実務においては診療報酬などについて、最善の方法を目指し、専門家による審議が重ねられているところであり、また被保険者の負担についても新政権において、改めて議論が行われるようにも聞いております。

よって現段階での意見書の提出については、特段の必要がないものと考えているところであります。

### 【賛成意見】 里川議員

国の社会補償費削減から、福祉、医療は悪くなるばかりである。介護保険や障害者自立支援の制度実施の時と同じように、今回も、法律だけは強行に作って、地方の責任を重くしていくが、その運用のための政省令は、なかなか下りてこない。制度開始まで、もう7ヶ月もないのに、診療報酬体系が決まらず、保険料も定まらない。

最近の国のこの横暴なやり方に、地方から意見を上げていき、住民の暮らしを守るのは、私たち議会議員の責務だと考えている。

反対討論者は、この制度を絶賛し、現役世代と分離する評価のことも言及しているが、私たちが加入している国民健康保険においても、後期高齢者医療支援分とし、保険税に12万円を限度として上乗せをされ、国保税の限度額が引き上げられる。また、それが介護保険拠出金同様、国保会計にどれ程の負担になるかは定かではない。

政府は世論や国会内の追求に凍結の骨子案を発表したが、一時的、部分的なものに過ぎず、不十分なものとする。

健康保険制度としての問題点を市町村から広域連合に上げ、各広域連合から国に要望を上げてもらえるように努めることが地方議会としての重要な役割ではないか。

そもそも、後期高齢者医療制度を国がやらないのなら、せめて県でやるべきで、県下全都市町村による広域連合で行われることの基本的問題点も忘れてはならない。

# 一般質問 Q &A

本定例会での一般質問は、9月6日・7日の両日、12人の議員が

行いました。質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

2日間で延べ58人の方が傍聴に来られました。

## 自由通路に 椅子の設置を



嶋田善行 議員

(問) 六月の議会でJR法隆寺橋上駅舎についての一般質問を議会だよりに書いたところ、町民の方より「障害者や子ども連れの家族には優しくても、高齢者や足腰の痛い人には優しいとは思いません。それは自由通路に椅子がなく、また駅のホームにも椅子が少ないからです。一日も早く通路上そしてホームのあちこちに椅子を設置してほしい」との指摘を受けました。

私も椅子がない事は気にしていました。通路としての性格上、椅子の設置が通行人の妨げになるとの説明に納得する部分がありました。しかし改めて自由通路を調べてみると、南北のエレベーターの昇降口からそれぞれ北側のガラス張りの空間、南側のガラス張りの空間は人の流れがなく、通行人に迷惑をかける事はありません。このスペースに椅子の設置及び駅ホームの椅子の増設をJRと協議するようにお願いします。

(都市建設部長) 基本的には自由通路は一定の基準により必要な幅員を確保しており、極力設置物を置かない方針です。

現在、駅南北広場の整備工事を行っており、南口広場では腰掛け十三基、北口広場ではベンチを二基設置する計画ですので、完成後の利用状況を注視し検討していきます。

(問) 北口広場の二基は雨降りや猛暑の中で座れるでしょうか、北口からの駅利用者に改札の前を通って南口広場の腰掛けまで行けと言うのでしょうか。

通路といっても、人の往来

の妨げにならない空間があり、電車に乗るための待ち合わせや時間待ちのための椅子やベンチを設置してほしい、と手すりにも体をたれさせながら、自由通路や駅ホームを利用しておられる高齢の方々の切ない願いをくみ取ってこそ「人にやさしいまちづくり」と公言できるのではないのでしょうか。ぜひ、早急に設置に向けての努力をお願いします。

### その他の質問

- ※目安新家線通学路について
- ※ごみステーションについて
- ※総合福祉会館について
- ※観光行政への提言



自由通路の現在の状況

## 斑鳩は「人にやさしいまち」か？



吉野俊明 議員

(問) 各地で通学の列に車が突っ込む惨事が絶たない。八月に龍田大橋北詰めで居眠り運転の車が民家に飛び込み、通学時間帯であれば大惨事となるとところだった。国道二五号を通学路とする事は極めて危険で不適当と思われるが？

(教育長) 通学路は保護者の申出により学校側が承認する形をとっている。これまで多くの関係者に見守られて大過なく通学できているが、今後共より良い方策を取っていく。

(問) 国道一六八号線を横断



して河藪橋へ行く地点に信号機が無いのは何故なのか？

**(都市建設部長)** 交差する道路構造等が変則的で信号機の設置が難しく、部分的な改良を行っている状況である。

**(問)** 龍田街道は、朝夕数百名の学童が通学する主要道である。朝の三十分間だけでも学童の絶対安全が保たれる特策が必要ではないか？

**(教育長)** 自己責任の観点からも、運転者の自覚と子どもたちの交通マナーの向上を図っていきたい。

**(問)** 昭和橋から龍田大橋付近の国道二五号の歩道は、ひと一人がやっと通れる幅しかなく、すれすれに走る車の風圧により転んで捻挫した人がいる。到底「人にやさしいまち」とは言えない。また法隆寺南大門前の町道二〇二号は、速度を落とさず通過する車があり、参拝者が危険だ。対策はないか？

**(都市建設部長)** 事故が起こらないよう交通安全施設、道路環境整備に努めたい。

投票所の区割り等について

**(問)** 三室地区の一部の有権者は投票所までが急坂のため投票が困難と言っている。また龍田北六丁目(ネオポリス)

は斑鳩町の飛び地であるだけに選挙用ポスター掲示場の設置が必要と思われるが？

**(選挙管理委員会書記)** 投票区の変更、公営掲示板設置については関係地域有権者の同意が条件となり解決は難しい。

その他の質問  
※JRF法隆寺駅自由通路に簡易な腰掛けを。

※藤ノ木古墳及び(仮称)文化財活用センターについて



龍田街道の登校風景

「防災協力・連携」で迅速な初動対応を



飯高 昭二 議員

**(問)** 災害時の避難時において高齢者・障がい者等の安全確保・緊急的対応の体制について町の考えを伺う。

**(総務部長)** 災害が発生した時、災害要支援者に対し適切な避難支援活動ができるように、気象状況や避難所の開設状況等の情報伝達をし、安否確認や避難所への誘導を行う避難支援を考えている。また地域で協力し、防災訓練を行い、地域の危険箇所や安全な避難経路を把握し、今後、地域と連携を図り、緊急対応について検討します。

**(問)** 被災直後の要援護者への移送体制について伺う。

**(住民生活部長)** 町で保有している移動支援車の利用と共に、町内に車椅子のまま移動できる福祉車両を保有している事業所等があり、災害時の

利用について事業所に協力を得られるよう考えます。

**(問)** 個別の事業所が持つ機能を地域の防災力と考え、災害や事故が発生した場合に必要なに応じて事業所の協力をお願いするための「防災協力事業所登録制度」について伺う。

**(総務部長)** 防災協力・連携の促進を図る中で、この制度については、先例を参考にしながら、本町の災害時での有効な対策として、調査・研究をして考えます。

ボランティア活動の充実のための「拠点整備」を

**(問)** 「ボランティア活動をやってみたい」「どうしたら活動に参加できるのか」と関心を寄せてくる方のための、相談や情報を提供する体制が

必要です。今後のボランティアの個別の窓口やコーナーの設置についての考え方について伺う。

**(住民生活部長)** 現在、建設中の(仮称)総合福祉会館に社会福祉協議会が入り、その一角にボランティア情報コーナーのようなものを設け、ボランティア活動に関する相談や支援等を考えます。

その他の質問  
※児童虐待発生予防対策  
※特別支援教育の充実  
※「農地・水・環境保全向上対策」の推進への取り組み



武蔵村山市にあるボランティア窓口

## 60周年記念「斑鳩の水」と環境問題について



中西和夫 議員

百六十八円もかけて製造し、百二十円で販売するのは、現在の財政状況や環境問題を考えた時、本当に妥当な施策なのか疑問に感じます。町の広報紙では、ペットボトルのお茶の代わりに水筒を持つ、缶ビールの代わりにビンビールを買うといったようにごみ減量化に対しては毎月のように住民の方々に啓発をしておきながら、町ではごみの原因となるものを販売された事に矛盾を感じます。この点について、販売をされた部署のごみ減量化に対する考え方をお伺いします。

(問) 町制六十周年を記念して製造・販売をされました「斑鳩の水」について、製造販売に至った経緯と製造費用についてお伺いします。

(上下水道部長) 町制六十周年記念事業の一環として、ふるさと斑鳩をアピールするために、一本当り、百六十八円をかけて製造しました。

(問) 町は、財政難という理由で臨時職員の賃金カットや各種団体の補助金のカットを行い、行政の運営をされていますが、水道水をボトル一本

(上下水道部長) ごみ減量化対策や、地球温暖化防止の施策を行っている事は認識していますが、今回、本町の水道水のおいしさを知っていたため販売をしました。またペットボトルについては、処理費用の負担が自治体にならないことから採用をしました。

(問) 処理費用はかからなくても収集の費用やリサイクルをするためには、たくさんのエネルギーと費用が必要であり、その事を考えると赤字を出してまで、水道水をア

ピールする必要があるのか疑問であります。そういった事を踏まえ、町長としてどのように考えておられるのか。

(町長) 質問者の言っておられるようにごみ減量化等、資源のリサイクルについて広報紙で示しています。六十周年で斑鳩の水を一万本製造したという矛盾もあるわけですが、斑鳩の水のよさを理解して頂くため製造したもので、今後、質問者の言われるように、行政が町民に推し進めてますごみ減量化等について、さらに努力して参ります。



## 三代川の改修について



宮崎和彦 議員

(問) 三代川の改修時期、河川上の建築物、流水断面、左岸の四メートル道路についての計画をお聞かせください。

(都市建設部長) 地元自治会や土地所有者に事業の計画説明を行い、現在用地交渉中であり、四件の建物の補償契約が行われました。新しい橋につきましても流水断面は守られております。左岸側に河川管理用通路として有効幅四メートルで整備する事により、個人的な占用橋をなくするために計画されております。河川上の建築物は三代川改修を行う中で整理されます。

### 十二時の時報について

(問) 十二時に鳴る音楽は、時報として鳴らしているのであれば、聞こえない地域があ

る、また災害時に鳴らすサイレンの点検についてお答えください。

(総務部長) 音量につきましては、役場周辺で約八十デシベルであり、これ以上の音量は苦情も予想されますので理解していただきたい。

サイレンの点検方法は、一ヶ月に一回程度、毎月一日の正午前に約一秒間、吹鳴を行っております。

### 認可区域以外の下水道・景観保護について

(問) 白石畑の下水道についてどのような方法を考えているのかお答えください。

(上下水道部長) 地理的条件と費用対効果の面から、公共下水道以外の汚水処理施設整備手法として、個人で設置す



る合併浄化槽による整備区域と位置付けており、町では、公共下水道の認可区域以外の地区には、合併浄化槽の設置に対して、国の補助対象基準に該当した合併浄化槽の設置に補助金を交付して整備を図っていききたい。

(問) マンションが各地に建設中ですが、景観保護をするために規制する事を考えていますか。

(都市建設部長) マンションのオーナーの方々には十分な地元への説明及び意見交換会などを開いていただくよう努めています。

## 何も決まっていない 来年スタートの 後期高齢者医療制度



里川 宜志子 議員

(問) 七十五歳以上の人は、現在加入している健康保険から脱退させられ、新たな健康保険に加入となり、個人に保険料が課せられる。保険料と低所得者対策はどうなるか。

(住民生活部長) 保険料は、被保険者均等割額と所得割額で計算される。保険料はまだ決まっていない。軽減については、国民健康保険と同じ考え方が示されている。

(問) これまで町でやっていた基本健康診査を各健康保険

でやれと言うように変わったが、後期高齢者医療での取扱いはどうなるのか。

(住民生活部長) 四十歳以上の方の特定健康診査は、各健康保険で義務づけられているが、後期高齢者医療では、努力義務とされている。健康保持、予防の観点から重要なものと考え、広域連合で実施する方向で協議されている。六十五歳以上の介護保険での生活機能評価と、国民健康保険で行う特定健康診査などと一体的に行えるように、広域連合とも調整を進める。

(問) 包括定額診療(一つの病気を、定額の報酬で検査・注射・投薬などの診療する)を行うと言われているが、在宅、外来、入院医療などの中で、どう用いられるのか。見通しはどうか。

(住民生活部長) 後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療の提供のため、新たな診療報酬体系を構築するとなっているが、具体的にどのような診療報酬体系になるかは、現在のところ確定していない。

(問) 制度実施まで、七ヶ月もないのに、何も具体的に決

まっていない。介護保険、障害者自立支援、そして今回も国は法律だけ作って、制度の運用については、ぎりぎりまで示さない。さらにこれまで「お年寄りから保険証を取上げてはならない」となっていたのに、今度は保険料の滞納があれば「保険証を取上げて資格証を発行せよ」となったのは許せない。

その他の質問  
※さらに税率改定される国民健康保険について

※一時的大雨による水害対策  
※障害者自立支援の利用制限と利用抑制について



### 議会を傍聴してみませんか!

斑鳩町議会では、「開かれた議会」をめざしています。みなさんの選んだ議員が、議場や委員会でのどのような発言をし、行政はどう答えているのか、みなさんご自身でお確かめ下さい。

また、会議録は庁舎ロビーや公民館、斑鳩町立図書館でも閲覧できます。

みなさんのご意見やご要望をお寄せ下さい。

(宛 先) 〒636-0198  
斑鳩町法隆寺西3-7-12  
斑鳩町議会事務局  
TEL 74-1001(内線301)  
FAX 75-4455

## 町立保育園・幼稚園・小・中学校に おける警報発令時の対策について



紀 良 治 議員

(問) 休校の判断は、午前七時現在で警報が発令中である場合は、休校となりますが、

保護者は家事や児童の世話に追われて気が付かない事が多いとよく聞きます。斑鳩町には、音声遠隔装置が整備されていますが、音声遠隔装置や警報サイレンを保護者(町民)への情報伝達に活用することは出来ないのでしょうか？

(教育長) 警報が発令された時の対応としては、危機管理マニュアルにより対応しており、午前7時現在で警報発令中であれば午前中休校、正午現在も警報発令中であれば休校となります。

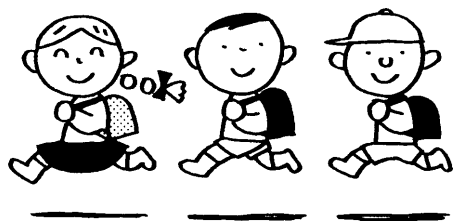
音声遠隔装置については、大震災・風水害・地震等の大規模な災害発生時や非常時の伝達の際に使用する事を主な目的と考えているため、警報

発令時の活用は考えていません。

(問) 今後の保護者(町民)にいち早く情報が伝達できるよう検討して頂き、児童・生徒・町民の安全を第一に考え、対応をして頂くようお願いいたします。

### 町立幼稚園・小学校の 下校時間後の 預かりについて

(問) 幼稚園・小学校の保護者は、文化活動やPTA活動に参加したいが、「子どもが帰ってくる」とか「お迎えに行かなければならないので参加できない」とよく聞きますが、預かり時間の延長や文化活動やPTA活動に参加する時に預かることは出来ないのでしょうか？



(教育長) 現在、町立幼稚園においては、PTA活動・小学校の参観等必要な場合、在園児預かりを実施しておりますが、小学校では、運動場など学校内で待機することは認めており、それぞれの学校が独自に取組んでいます。今後とも、保護者がより安心して参観やPTA活動に参加できるような、学校やPTAに対して情報提供などを行ってまいります。

(問) 保護者が安心して文化活動等に参加が出来るよう取り組み、また今後更に検討いただくようお願いいたします。

## 町民のごみへの意識改革を 一段と高めよう



木 田 守 彦 議員

(問) 白石畑最終処分場での草刈りや剪定で出た枝・葉の集積物の処理について問う。

(住民生活部長) 町で剪定枝葉や刈り草を処分しておりますのは、家庭で自ら剪定や草刈をされた分、町の管理地や町内にあります県の管理地、そして、シルバー人材センターが請負った剪定枝葉や刈草であります。衛生処理場で焼却処理をしておりますが搬入された刈り草の中に太い樹木が混入されていた事故により焼却設備の損傷により止む

無く白石畑の最終処分場に搬入し、一時保管をしているのであります。焼却設備の補修工事が完了すればピット内のごみの量を確認しながら順次焼却処分をしていこうと考えております。

(問) 以前からも剪定枝葉のチップ化についての研究を進められ、ごみ減量化を一段と進めてほしいとの要望に対し、本年度と来年度でリサイクル処理も考えて研究するとのことでしたが、現段階で如何なる状況なのかについて問う。

(住民生活部長) 町としても循環型社会の構築や焼却施設の延命といったことから、可能な限りリサイクル処理に移行して堆肥化を研究しております。町内における処理は非常に難しいと思いますので最近、近隣府県に進出してあります専門業者もおりますので、その経営状態や費用対効果等について研究しているところでもあります。

### 談合防止策について問う

(問) 斑鳩町の談合防止策と損害賠償について問う。



最終処分場にある剪定枝葉

## いかるがパークウェイの 現況と町の認識は



木澤正男 議員

(総務部長) 当町では、談合等への適切な対応を図るため、斑鳩町契約規則において、契約に係る損害賠償の条項を設け、契約金額の百分の十に相当する額の損害賠償金の納付を規定しております。談合情報に寄せられた場合には、事情聴取等の措置を講じ、不正行為が認められた場合には、契約解除されても異議なしとの誓約書を頂いております。談合があつた場合における請負者の賠償金支払い義務が契約書に明確にされていないので研究をし、改善をします。

(問) いかるがパークウェイ事業については、住民のみならず、今後どうなっていくのかとの声をお聞きします。事業全体の見通しはどうなっているでしょうか。

(都市建設部長) 国のほうでは区間を定めて事業に取り組んでおり、現在は県道大和高田斑鳩線から西側の区間について事業が進められています。東側の幸前から県道までの間は、現在具体的な進捗はないという状況です。

現在、稲葉車瀬区間で文化財の発掘が実施されており、秋の渇水期以降には橋梁の工事が実施される予定です。また稲葉車瀬から三室交差点間の道路構造についても国のほうで検討が進められることになっており、今後計画策定に際しては地元のみならずとも

十分協議しながらまとめていきたいと考えています。

更に、モデル区間の東側から県道までの区間八百二十メートルは、平成十九年の一月に地権者や関係者の方に事業の説明をして、二月五日に幅杭の設置を完了しました。

また、国のほうで三室交差点から王寺本町までの現国道二五号についても整備の検討を行っていくということ聞いています。

(問) このパークウェイについては、本当に渋滞解消になるのかという疑問の声をお聞きしますが、その根拠をお示しください。

(都市建設部長) いかるがパークウェイの計画交通量は平成十一年の交通センサスの交通量の実測値を基に平成四十二年の予測交通量を推計し、他

の幹線道路も含めて完成された状態を想定して交通量を設定しています。それによると、いかるがパークウェイの交通量は一日で一万一万四千台、そして、国道二五号線の交通量は一日で一万三千台になると予測されています。現在の国道二五号線の交通量が一万八千〜二万八千台なので、交通量が減り、渋滞も緩和されると考えています。



(問) パークウェイ道路建設については反対住民の声も強く、住民合意は得られていないと考えます。今後計画の見直しも含めて、住民合意が得られるように強く要望します。

平成十九年(二〇〇七年)

十二月定例議会の予定

3日(月) 本会議初日

(提案説明・議案上程)

広報発行常任委員会

6日(木) 一般質問

7日(金) 一般質問

10日(月) 建設水道常任委員会

11日(火) 総務常任委員会

12日(水) 厚生常任委員会

13日(木) 予算常任委員会

14日(金) 議会運営委員会

19日(水) 本会議最終日

(委員長報告、討論表決)

すべて傍聴できます。

気軽にお越し下さい。

なお、開会時間は本会議、委員会とも午前九時に予定しておりますが(広報発行常任委員会は本会議終了後、一部変更になる場合がありますので、詳しくは議会事務局にお問合せください)。

## 国道25号線の 安全対策について



浦野圭司 議員

転者の運転技術やモラルの向上を啓発し、事故多発地域に追突注意等の看板を設置している。

(問) いかるがパークウェイの早期開通が国道二五号線の交通量を削減し、事故減少につながると思うが。

(町長) いかるがパークウェイを促進していくため、職員共々鋭意努力していく。

### 安全な通学路確保について

(問) 法隆寺国際高校の通学歩道で、一部分歩道が途切れている所があるが、車道に飛び出して自転車通学すると非常に危険である。歩道を貫通できないものかを伺う。

(都市建設部長) 地形上民有地の買収が必要な箇所で、地権者の協力が得られていない。

(問) 斑鳩小学校の通学路で、シルバー人材センター出入口付近の安全確保について伺う。

(教育長) シルバー人材センターに協力依頼をし、登校時に重ならないで出入りをして頂くよう要望し、ご理解を頂いた。

### 観光立町推進について

(問) 国は観光立国推進基本法を制定し、国内観光を活性化しようとしている。また、県は遷都一三〇〇年記念事業を目的に宿泊施設の充実や観光ルートの整備等数値目標を掲げて取り組んでいる。斑鳩町の観光事業への取り組みについて伺う。

(都市建設部長) 数値目標を掲げてまで観光振興に取り組んでいないが、「斑鳩町観光・商工まちづくり協議会」を支援し、観光関係者と勉強会を重ねている。



法隆寺国際高校 北側歩道部分

## 子どもたちへの 安全対策について



伴 吉 晴 議員

(問) 奈良県教育委員会の「不審者情報」によると、子どもに不安を与える事案(平成十六年十一月二十六日から平成十八年十二月末までの発生)として、町内では五件が掲載されています。確かに、不審者や犯罪を根絶することは出来ないが「子どもの安全を守る」ということは、町民の誰もが願うことです。だから、教育委員会が中心となった町の取り組みを伺いたい。

(教育長) 子どもたちの安全対策に対する町行政(教育委員会)の取り組みとしまして、職員が輪番制で毎日下校時間に合わせて青色防犯パトロールを行っており、より安全で安心して通学できる体制づくりに努めているところであります。

さらに、子どもの安全確保

を図るため、保護者らに近隣市町村の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える「子ども安全安心メール」を行い、子どもの被害防止に努めているところでもあります。

また、子どもたちが「自分の身は自分で守る」という意識を身に付け、そして保護者も危機意識を持つていただくことが必要であると考えており、平成十八年度には「子どもの安全について」教職員研修及び家庭教育学級で、NPO法人・CAP(子どもへの暴力防止)による研修会を実施しました。これらの研修を通して、さらに子どもたちに分かりやすい形で、かけがえのない自分自身を守る安全指導を行っていきたいと考えております。

(問) それらは、奈良県「子



どもを犯罪の被害から守る条例」の域を出ていない。住民の皆さんにお聞かせ願いたいことは、お仕着せの施策ではなくて、実際に必要性を認め、実施されて効果があがっていることである。

その他の質問

※男女共同参画社会推進施策について

※町内指定避難施設の耐震性について

※西地区マンション開発に伴うこれからの生活環境について

## 入札制度の改革と 加入負担金の廃止を



西谷剛周 議員

等四千九百三十七万六千円、一般会計繰入金三億一千八百四十二万円です。

(問) 次に総額四百億円以上もかかる下水道事業費を削減するために、町はどのような取り組みをしているのか。

(上下水道部長) 厳しい財政事情のもと、効率的な公共工事の執行を通じて社会資本整備を進める必要があると認識しています。具体的には、マンホール数の削減及びマンホールの小形化による資材コストの削減、設計図書や積算数量及び設計図書の電子化による効率化の推進、また整備区域を特定し、集中的に取組むことにより、時間的効率化の推進に努めています。

(問) 平成三年から十八年までの公共下水道事業費と、その財源内訳について問う。  
(上下水道部長) 事業費総額は百五十四億六千三百五十六千円。財源内訳は、国庫補助金三十九億五千二百六十万円、地方債七十四億九千四百十万円、一般会計繰入金三十三億七千九十一万五千円、加入負担金一億二千七百二十万円、その他諸収入等二億一千三百四十四万五千円。次に収益的支出の財源内訳は、料金収入

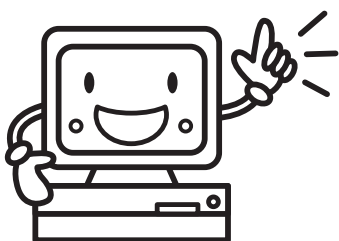
(問) 一般質問の冒頭で私が、平成十九年八月二十四日の読売新聞に掲載された、生駒市長自らが立ち上がり、市民のために公共事業の入札制度を改革した結果、以前より十%以上も落札率が下がった記事を紹介しましたが、総事業費が四百億円以上もかかる公共下水道事業の落札率を仮に十%下げる努力をすれば四十億円の事業削減になります。生

駒市長のように小城町長自らが一般競争入札等の入札制度を改革すれば、落札率を下げ、公共下水道事業費の削減により、町民の借金となる町起債を大幅に減らす事が出来るのです。

排水整備工事の大きな自己負担をしなければならない町民の方々に、町の事業費である一般財源まで負担させる下水道加入負担金十万円を一日も早く廃止し、町民の皆さんの負担をより少なくし、協力しやすい公共下水道事業に改善するよう要望します。



下水道工事



### 議会だよりが斑鳩町ホームページで 閲覧できるようになりました!!

※5月1日発行(NO.52)から斑鳩町のホームページに掲載されています。  
是非ご覧ください。



## 務常任委員会

九月十九日全委員出席のもと、委員会を開催し、本会議から付託を受けました四議案・継続審査案件及び各課報告事項について審査を行い、付託議案についてはいずれの議案も満場一致で可決しました。

### 委員会付託議案について

(一) 斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例について

JR法隆寺駅前広場整備事業に伴い、斑鳩町公告板の一部を移設することから、公告板設置場所を規定する別表の一部を改正するものです。

(二) 政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

郵政民営化の関係法が平成十九年十月一日に施行され、「郵便貯金」の新規取扱いが廃止されることから条例の一部を改正するものです。

(三) 平成十九年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について

平成十八年度に引き続き、史跡藤ノ木古墳整備工事を実施するについて、工事請負契約の締結を行うものです。

### 〈契約の内容〉

対象	平成十九年度史跡藤ノ木古墳整備工事
方法	指名競争入札
金額	七千九百九十二万五千元
相手方	(株)中谷組
工期	代表取締役中谷保子 議決後百八十一日間

(四) 斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款について

郵政民営化の関係法が平成十九年十月一日に施行され、「郵便貯金」の新規取扱いが廃止されることから定款の一部を変更するものです。

### 継続審査案件について

斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて

付託議案である史跡藤ノ木古墳の整備については、議会の議決を得た後、本契約を締結し、整備を進める。また、追加要望をしていた説明板設置工事等の事業については、国庫補助の内示を受けた。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、今年度は地形測量等を計画しており、補助金の交付決定通知があり次第着手する。

次に、(仮称)文化財活用センターについては、斑鳩の歴史・文化や藤ノ木古墳を紹介する映像制作等の委託業務を発注した。

また、全体の整備事業費と

しては、文化庁と国宝の里帰り展示に向けて協議を行った結果、国宝展示に伴う博物館相当の条件整備として、展示室や特別収蔵庫の恒温・恒湿型空調設備や地震に対する免震台、またハロンガスによる消化設備等、約一億一千万円の増額となる、との説明を受けました。委員より、変更内容及び建物整備費の詳細な説明を求める意見があり、次回の委員会に提出されることになりました。また、史跡中宮寺跡の整備方針について質問がありました。



(仮称)文化財活用センター 完成予想図

### 各課報告事項について

各課報告事項としては、第三次斑鳩町行政改革実施計画(後期計画)について、平成十九年八月二十九日・三十日における大雨の状況について、町民プールの利用状況について等の報告を受けました。

特に、第三次斑鳩町行政改革実施計画(後期計画)については、前期計画の実施状況を勘案しながら国の集中改革プランにも対応した平成二十二年までの実施計画を新たに作成した計画となっています。

前期計画からの主な変更点や追加の項目としては、公共下水道の水洗化の促進、土地開発公社の経営の健全化、公会計に発生主義の活用、随意契約の適正化、包括的民間委託の検討、市場化テストの研究等です。

### その他について

町広報紙のポステイキングの経緯と現状についての質疑がありました。

(中西委員長記)



本会議から付託を受けた事案と継続審査案件などの審査を行うため、9月18日(火)、全委員出席のもと、委員会を開催しました。

# 厚生常任委員会

## 保育園の保育料値上げは賛成多数で可決

斑鳩町保育の実施に関する

条例の一部を改正する条例については、国の保育所徴収金基準額表をもとに改正するもので、過去二年間は据え置きしたが、今年度の改正には、国の示す半額の値上げとするという説明がされ、それに対する質疑・意見・討論がありました。

**(問)** この値上げの影響がある件数と増収となる額は？

**(答)** 百二十人に二十七万二千二百円の増収になる。

**(問)** 保護者などの意見聞くなどの意向調査はしているか。

**(答)** 特にやってない。

**(問)** 保護者会代表のいる保育所運営委員会で相談はしたのか。

**(答)** 保育所運営委員会は年一回の開催だが、今年はまだ開催していない。

**(問)** 広域入所の現状と費用負担のあり方について

**(答)** 他の地域へ八十八人通っている。他の地域から二十二人受け入れている。保育料はそれぞれ住まいの市町村の保

育料を徴収し、他の市町村に通っている場合は、国の基準額表に基づいて、委託料を支払う。

その他にも、①国の基準額表が毎年値上がりしていること。②福祉分野の応益負担について③待機者の状況と定数④滞納の状況についてなど、質疑・意見がありました。

### 【反対意見】

少子化対策、若い夫婦が安心して子育てできるように、二十七万二千円と町にとってわずかな増収となる値上げをせず、各種団体の補助金、箱物建設など公金の使い方を見直すべきである。

### 【賛成意見】

これまで、女性の社会進出、核家族化に対応するために努めてこられ、今回の値上げも、二年間据え置き、上げ幅も国の基準の半額としているところから、やむを得ないものと考ええる。

以上のように、意見が分かれ、この議案については、賛成多数で可決となりました。

## 近隣の現状を現地調査

— 広陵町・河合町 —

継続審査案件である(仮称)

総合福祉会館の整備・運営に関して、七月十三日に現地調査を行いました。

ランニングコストの研究、利用者の声をどう反映させるか、サービス提供の方法や範囲など、今後の管理、運営を定める条例制定に向けての調査をさせていただきました。さらに、十月十九日に平群町と上牧町にも現地調査に行かせていただきます。

## 来年からスタートする後期高齢者医療制度

広域連合の今後のスケジュールと、それに係わる国民健康保険の保険税改定に向けてのタイムスケジュールが示され、議会の議決が必要なものについて説明が行われましたが、具体的な数字が何も決まっておらず、中身に踏み込んだ質疑はできませんでした。

## その他の委員からの質疑・意見について

**(問)** 産業廃棄物の処理業者が自治会の同意を取りにきているが、町はどう考えるか。

**(答)** 相談を受けていないので、内容はよくわからないが、以前にも、そういう件があったが、自治会、水利組合がハシコを押さず、撤退したことがある。

**(問)** テレビの地上波デジタル化に伴う、不法投棄の防止と対策について

**(答)** 定期パトロールの強化と住民への広報に努める。

(里川委員長記)



広陵町



河合町

# 建

## 設水道常任委員会

九月十四日全委員出席のもと、本会議から付託を受けた四議案を慎重に審議をし、いずれも可決・認定・了承すべきものとなりました。

また、都市基盤整備事業に関するこの継続審査事案などについて調査いたしました。その主な点について報告いたします。

### 委員会付託議案について

◎三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することに

行政区域周辺の地形的な条件により、三郷町公共下水道を本町住民が使用することから、地方自治法の規定に基づき、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協議を行い、行政区境界に設置されたそれぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することに より、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への

### 継続審査案件について

◎公共下水道事業に関することについて

「排水設備指定工事店制度と独占禁止法の関係」について、委員より質問があり、公正取引委員会近畿中国四国事務所において確認をしたところ、公共下水道へ接続するための排水設備工事に、指定工事店制度を用いることについては、下水道条例及び排水設備指定工事店等に関する規則において、公に要件を定めていることに加え、住民を保護する立場、また行政指導を行える体制から、最低限度の資格要件を整えている。そのような事から価格設定や特殊製品の指定等は一切行っておらず、競争阻害を誘発する行為に当たらないことから、独占禁止法には抵触しないという回答がありました。

◎都市計画道路の整備促進に関することについて

主に、いかるがパークウェイについては、稲葉車瀬区間においては、工事着手に向けての準備として当該区間に

いて埋蔵文化財の発掘調査が七月末より実施されており、現在も引き続き実施されています。また、竜田川にかかる岩瀬橋の橋梁下部工の工事については、現在発注され、後期は平成十九年九月十三日から平成二十一年三月十日までとなっています。

工事概要として、竜田川兩岸に橋台を二基、川の中ほどに橋脚を一基を設置し、その施工手順としては、まず三室地区側の橋台と河川中ほどの橋脚の二基を、今年度の渇水期、十一月から来年の五月までに施工。稲葉車瀬の橋台については、来年度の渇水期、十一月から最終工期三月十日の渇水期の中で施工される。

また、去る九月十二日、いかるがパークウェイ推進協議会を開催し、その中で交通安全対策、西小学校への通学路の安全等についてのご意見があり、十分配慮して施工計画をまとめ、安全に工事を進めるとの報告があり、委員から質疑がありました。

(問) 橋梁の路面勾配と凍結によるスリップの問題について

(答) 橋梁の計画勾配は、二・五%の勾配で道路構造令では緩和勾配で、特に急な勾配ではない。また路面の凍結については、例えば状況により凍結防止剤を撒くなど、その時点で対応する。

(問) 橋の車道と歩道のバリアフリーについて

(答) 交差点における歩道と車道の高低差については、バリアフリーの規定に基づいた設計になっている。

(問) 橋の景観について

(答) 現在、国の方でイメージパースを作成しながら検討している。またパークウェイ推進協議会と協議しながら、全体のイメージを決めるようにしている。

(飯高委員長記)



竜田川にかかる岩瀬橋



## 算常任委員会

九月二十日全委員出席のもと委員会を開催し、本会議から付託を受けた四議案について審議をし、全て原案どおり可決されました。

### 付託議案について

#### ◎平成十九年度斑鳩町一般会計補正予算について

主な内容は、  
 ・ 地方交付税等の確定に伴う交付金の受け入れ  
 ・ 町制六十周年事業に対する寄付金（町内業者二社から四十万円）の受け入れ  
 ・ 総合福祉会館建設事業債（一千二百四十万円）の追加  
 ・ 学校給食調理・洗浄業務委託（七千四百四十三万六千円）の追加  
 というものでした。  
 ○総合福祉会館建設事業債の内訳について

○町内業者からの寄付金の扱いはどうなっているか  
 ○学校給食の調理・洗浄業務について

との質疑がありました。

（町の回答）

総合福祉会館建設事業債については、当初、最小限しか、計上していなかったが、事業費が確定したので事務費を全体の二、七五%、一千二百四十万円と計算し、起債を行うものです。また、この債は元利償還金の五十%が交付税算入されます。  
 町内業者からの寄付金については町制六十周年記念事業を総括している企画費の特定財源として受け入れられました。  
 学校給食調理・洗浄業務委

託については、平成二十年度から、斑鳩東小学校、斑鳩西小学校、斑鳩中学校の三校で民間委託を行います。本来なら、平成二十年度では、斑鳩東小学校のみの予定であったが、人員確保が難しく、三校で委託を行いたいというものです。との回答がありました。  
 ◎平成十九年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算について

替えるというものでした。これによって流域下水道事業への町の負担金（百七十万円）がゼロになりました。  
 ◎平成十九年度介護保険事業特別会計補正予算について  
 今回の補正は、平成十八年度決算の確定に伴う繰越金の補正ですが、主な内容は、  
 ・ 平成十八年度超過交付金一千八十五万五千円の国への返還  
 ・ 第一号被保険者保険料還付金十万八千円の減額  
 ・ 介護保険給付費準備基金へ二千三百二十九万六千円の積立て  
 というものでした。

主な内容は、老人保健医療費拠出金（一千六百九十九万八千円）と介護納付金（三千五百三十六万八千円）の確定に伴って、国や県から交付金が算入されるというものでした。  
 ＊国民健康保険事業は介護保険事業や老人保健事業に対して一定の割合で負担を担っています。  
 ◎平成十九年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算について

基金への積立金が多いが、○残高はいくらになるのか  
 ○基金の目的は何か  
 との質疑がありました。  
 （町の回答）  
 基金の残高は、五千八百五十三万一千百十六円です。  
 基金の目的は、給付費の増減が予想を超えた場合に備えて設置されているものです。また、保険料の設定については、三年間の事業計画を建て、三年間で保険料がプラスマイナスゼロになるように設定して

いるので、平成十八年度は計画の一年目ということでも余剰金が出る計算となっています。との回答がありました。



### その他について

委員より、再度、予算常任委員会の審議の方向性や運営について質疑がありました。  
 また、観月祭について、質疑があり、町長から、能は演じるほうも見るとも心得が必要なので、子どもさんだけが来て、走り回ったりということがないよう、小学生については保護者の方と一緒に来てもらうようにしています。  
 総合学習でも能をやっているもので、できるだけ小学生児童にも関心をもってみたいというの考え方が示されました。  
 （木澤委員長記）

9月21日（金）全委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本会議より付託を受けた事案と継続審査案件、次期定例会の日程などの審査、協議を行いました。

# 議

## 会運営委員会

「要請書」は採択し、「意見書」を発議

奈良クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会から、「割賦販売法」の改正の意見書を国会、政府に提出するよう求めるものでした。

主な内容は、訪問販売等で高額な契約ができないよう年収に対して、制限を加えることや、クレジット会社に対し、契約書面の交付を義務化することなど、消費者を保護するためのものとなりました。

委員からは、以前にも高い金利の問題で、同会からの「要請書」を採択した経緯があり、グレーゾーンをできるだけ改正できることは望ましい。また、お年寄りなどの被害が拡大しているのを、防ぐ手立ては必要なことである。など、全委員が採択をするという意見で取りまとめができました。

昨年の地方自治法改正に伴って、当議会は、いろいろな試みをしているところですが、初めて、委員会発議を採用して、意見書の提出を本会議に発議しました。

議会の活性化・機能充実にさらなる見直しを

これまで、財政健全化とともに、政策立案機能の向上や監視機能の充実に努めてきましたが、昨年の地方自治法改正を受け、いち早く、他の市町村に先駆けて、複数常任委員会制度を取り入れて運営を始めました。

今後も継続して、この運営方法の検証をし、改善できるもの、すべきものの調査を進めながら、委員みなさんと協議をしていきます。

全国的にもこの複数常任委員会制度を導入しているところは、いまだ少なく、先進地への視察、調査をすることもできないことから、視察は行わず、実際の運営をもとに、主体的な協議を行うことになりました。

### 斑鳩町排水設備指定工事事業者組合からの「意見書」について

町の事業に協力をしている町内の事業者組合から、議員の一般質問により、大きな影響を受けている。議会として

も理解されたい。という意見書でした。

「意見書」というのは、議会から関係機関に提出するけれど、住民から議会に提出を受けたのは初めてのことで、取り扱い方について協議しました。

委員より

◎一般質問は議員固有の問題であること。意見書には何のしほりもない。

◎社会現象化するおそれがある事案、きちんと受け止め、担当の常任委員会に付託してはどうか。

◎町内の組合が議会に対して意見を言っておられる、こういう意見があるということを経験して、議員に配布して、それぞれの認識をしてもらおう。

などの意見があり、文面から見ても、議員に配布だけすることになりました。

ただ、今後も議会としては、議長あてにこういう文書がどんな形で来ても、一人で判断したり、一部の人が勝手に処理をすることがないように、今回のように、議会運営委員会で取扱いの協議をすることも、併せて確認しています。

町長公用車とともに  
議長公用車を廃止

町長が公用車を廃止する考え方を議長に申し出され、それに合わせて、議長の公用車の廃止に踏み切りたいという相談がありました。

委員より

(問) 公務による移動は、公務災害にも係わるがどうするのか。

(議長) 他の公用車を利用することになる。

(問) 耐用年数はどうか。

(議長) かなり年数は経過している。

(問) 現在の公用車が不足し、職員の影響はないか。

(議長) 調整する。

町長、議長、そして職員も、個人の車を利用した場合、公務災害の補償に影響があることなどを注意してやるようにということで、全員賛成となりました。

(里川委員長記)



# 政府関係機関に 1件の意見書を送付

9月定例会では、「割賦販売法の改正を求める意見書」が委員会提案され、本会議最終日に満場一致で可決しました。

## 割賦販売法の改正を求める意見書

近時、住宅リフォームや呉服、貴金属など高額商品の次々販売などに係る悪質商法の被害が大きな社会問題となっているが、こうした被害は、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生している。

なお、経済産業省は、これまでも、割賦購入斡旋業者に対して、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきた。（昭和58年3月11日付通達、平成4年5月26日付通達、平成16年12月20日付通達、平成17年7月11日付通達等。）これらは、クレジットを利用した消費者被害の未然防止又は拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業者にクレジットを利用させることのないよう出されたものである。

しかしながら、これらの通達が出された後も、ダンシング事件、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服次々販売事件等、多数の消費者を被害者とする事件が多発している。

そうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を抜本的に法改正すべきである。

よって、国におかれては、割賦販売法を次のとおり改正することを強く要望する。

- (1) 実効的な過剰与信規制を行うこと。
- (2) 販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返還を含む）を規定すること。
- (3) クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること。
- (4) 指定商品制を廃止し、割賦要件を撤廃すること。
- (5) 個品方式（契約書型）クレジットについて開業規制を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月26日

奈良県斑鳩町議会

斑鳩東幼稚園



斑鳩西幼稚園



斑鳩幼稚園



# 力作の手作りみこし

法隆寺幼稚園



たつた保育園



あわ保育園



## 編集後記



あつてはならない  
痛ましい出来事があつた。橿原市在住の妊婦が、受け入れ施設のないまま、救急車内で死産。◆昨年、八月にも県内で分娩中に重体となった妊婦の転院が断られ、死亡した事件があり、

二度と起こしてはならない。

◆そのためには、徹底的な原因究明と再発防止、救急医療、

周産期医療システムの万全な体制整備が急務である。◆国民の生命、健康、生活を最優先に、安心して子どもを産むことができるよう、早急な取り組みと監視の目が必要。◆

九月定例会では、みなさんの大切な税金がどう使われたのか、予算が適正に執行されたのかを審査しました。◆議会は重要な事件を審議し、行政を監視する機関であり、また、

理由があれば批判し、その問題についても追求しなければならぬ。しかし、批判そのものが目的ではなく、あくまでも行政を合理的、効率的に行わせることが目的である。

◆議員が指摘した事項がよい方向で改善され、実行されなければならぬ。ただの批判のみで終わる一人芝居では意味がない。◆住民の立場に立つて、実質的な審議を尽くすことが議会の使命であることを忘れてはならない。

◆今後も地域の声が議会にどう反映されたのかを誌面を通じて、住民の皆さんに、より分かりやすく知らせてまいります。

(飯高委員長記)

### 広報発行常任委員会

- 委員長 飯高 昭二
- 副委員長 木澤 正男
- 委員 中西 和夫
- 委員 里川 宜志子

